

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 清算会計監査における留意点

通常の会計監査でよく聞く言葉はゴーイング・コンサーン(Going concern)とはありますが、所謂継続経営の前提で、企業が財務諸表を作成し、監査を受ける際に、継続経営が懸念される場合、注記などで説明を加えられることもあります。一方、すでに清算段階に入った会社にとっては当然継続経営ではなくなります。財務諸表の作成目的は経営成績、財政状態の適正表示ではなく、清算処理の適法性・妥当性と残余財産の分配になります。では、実務上どう扱うのでしょうか。今回は、清算監査における留意点につき紹介します。

1. 一般会計監査と清算会計監査の相違点

両者の主な相違点は下記の通りです。

項目	一般会計監査	清算会計監査
前提	継続経営	継続経営ではなくなる。特に定められた前提はなし。
目的	対象会計期間の財務諸表が経営成績、財政状態を適正に表示しているかに対し意見を表明する。	清算企業が公正、公開、合法的に清算活動を行っているかを確認し、清算結果に対し意見を表明する。
対象	決算日の貸借対照表、決算期の損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表注記についての監査	清算貸借対照表、清算損益計算書、残余財産分配表及び清算事項の説明についての監査
比較期間	前期末の貸借対照表、前決算期の損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表注記を比較期間の情報として開示される	通常、清算開始日と清算終了日の貸借対照表、清算開始日から終了までの期間の損益計算書が開示され、前期の比較情報は必要があると判断した場合は開示される。
法定義務	上場企業、外商投資企業	必須ではない、株主のニーズ若しくは清算委員会の判断による

2. その他留意点

上記一般監査との相違点以外に、下記のポイントにも留意する必要があります。

- ① 清算貸借対照表には、資産と負債は、流動性に応じて流動・流動資産に分類する必要がありません。
- ② 資産負債の測定基準を考慮し、例えば正味実現可能価額を測定基準とする場合、帳簿価格との差額処理を考えなければなりません。
- ③ 清算行為による生ずる負債（リストラ費用、契約違約金など）を考慮すべきであります。

お見逃しなく！

清算に伴う会計監査以外に税務監査もありますが、税務監査も全ての清算企業にとって、必須なものではありません。税務局の要求に応じて対象期間が定められますが、通常3年となります。清算する際に、所轄の税務局と十分にコミュニケーションをしておくといいでしょう。